

(仮称) 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

1 制定の経緯について

平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)は病状の程度がそれほど重くないものであったものの、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念されます。こうした状況の中、病原性が高い新型インフルエンザや、同様な危険性のある新感染症に対して、3年前の新型インフルエンザの教訓を踏まえ、必要な法制度を整えておく必要があることから、国は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、もって国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、各種対策の法的根拠の明確化を図るため、平成24年5月11日付で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の公布がされました。

特別措置法を受け、市町村においても新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときには、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとなっており、設置にあたり事前に特別措置法に準じて、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務付けられていることから、国が示す施行日に備え、平成24年度内に新型インフルエンザ等対策本部条例を整備するものです。

なお、今後、国において政府行動計画、ガイドラインが示される予定であり、政府行動計画等が示された場合は県、市町村においても、政府行動計画等に基づき、行動計画の作成を行っていくこととなります。

※新型インフルエンザ等対策特別措置本法の施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める施行する予定です。

(仮称)流山市新型インフルエンザ等対策本部条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、流山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新イ対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新イ対策本部長（以下「本部長」という。）は、新イ対策本部長の事務を総括する。

2 新イ対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新イ対策本部の事務を整理する。

3 新イ対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新イ対策本部の事務に従事する。

4 新イ対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新イ対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新イ対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新イ対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新イ対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（業種） 同業種本業従事者へのマスクの提供に関する取組

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

（第1条） この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法律」といふ。）第10条第1項第2号の「マスク」とは、当該法律第10条第1項第2号の「マスク」を指すこととする。

（第2条） この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法律」といふ。）第10条第1項第2号の「マスク」とは、当該法律第10条第1項第2号の「マスク」を指すこととする。

（第3条） この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法律」といふ。）第10条第1項第2号の「マスク」とは、当該法律第10条第1項第2号の「マスク」を指すこととする。

（第4条） この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法律」といふ。）第10条第1項第2号の「マスク」とは、当該法律第10条第1項第2号の「マスク」を指すこととする。

（第5条） この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法律」といふ。）第10条第1項第2号の「マスク」とは、当該法律第10条第1項第2号の「マスク」を指すこととする。